

2026年9月30日

各 位

本店所在地 東京都港区六本木一丁目6番1号
会 社 名 S B I ホールディングス株式会社
(コード番号8473 東証プライム)
代 表 者 代表取締役 会長 兼 社長 北 尾 吉 孝
問い合わせ先 取 締 役 西 川 保 雄
電 話 番 号 0 3 - 6 2 2 9 - 0 1 0 0 (代 表)

会 社 名 S B I N M 合 同 会 社
代 表 者 代 表 社 員 SBIER株式会社
職 務 執 行 者 西 川 保 雄

(変更) BASE 株式会社株式(証券コード: 4477) に対する公開買付けに係る 公開買付期間延長のお知らせ

S B I ホールディングス株式会社(以下「SBIHD」といいます。)の完全子会社であるS B I E R株式会社(以下「SBIER」といいます。)がその持分の全てを所有し、代表社員を務めるS B I N M合同会社(以下「公開買付者」といい、SBIHDと総称して「公開買付者ら」といいます。)は、2026年8月28日、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)グロース市場に上場しているBASE株式会社(以下「対象者」といいます。)の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)による公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決定し、2026年8月31日より本公開買付けを開始しておりますが、今般、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者の株主の皆様には本公開買付けに対する応募について更なる判断機会を提供することが適切であると判断したため、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「本公開買付期間」といいます。)を2026年10月15日まで延長し、合計30営業日とすること(以下「本公開買付期間延長」といいます。)を決定いたしました。

これに伴い、法第27条の8第2項の規定に基づき、本日、公開買付届出書(2026年9月8日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。)の訂正届出書(以下「本訂正届出書」といいます。)を関東財務局長に提出するとともに、2026年8月28日付「BASE 株式会社株式(証券コード: 4477) に対する公開買付けの開始及び同社との資本業務提携契約の締結に関するお知らせ」(2026年9月8日付「(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「BASE 株式会社株式(証券コード: 4477) に対する公開買付けの開始及び同社との資本業務提携契約の締結に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ」により訂正された事項を含みます。)について訂正がございましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、訂正箇所には下線を付しております。

記

1. 買付け等の概要 (訂正前)

公開買付けの目的	持分法適用関連会社化
買付け等の期間	2026年8月31日(月曜日)から2026年 <u>9月30日</u> (<u>水曜日</u>)まで(<u>20</u> 営業日)(<u>注1</u>)
買付け等の価格	普通株式1株につき金340円(以下「本公開買付け価格」といいます。)
買付予定数の下限	—
買付予定数の上限	23,792,300(株)(<u>注2</u>)
対象者の意見	本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かは、対象者の株主の皆様のご判断に委ねる。

(注1) 法第27条の10第3項の規定により、本公開買付けの買付期間(以下「公開買付け期間」といいます。)の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付け期間は30営業日、2026年10月15日(木曜日)までとなります。

(注2) 当該買付予定数の上限について、買付け等を行った場合における買付け等後の株券等所有割合(法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)は20.67%(小数点以下第三位を四捨五入しております。)となる予定です。なお、株券等所有割合は、対象者が2026年8月5日付で公表した「第14期半期報告書」(以下「対象者半期報告書」といいます。)に記載された、2026年6月30日現在の対象者の総株主等の議決権の数(1,151,009個)を分母として計算しております。本日現在における対象者の単元未満株式の数が判明しておらず、同日現在の対象者の総株主等の議決権の数が不明であるところ、2026年6月30日時点の総株主等の議決権の数が対象者が公表又は提出した書類において把握可能な直近の総株主等の議決権の数であることから、当該計算においては、対象者半期報告書に記載された総株主等の議決権の数(1,151,009個)を分母として用いております。

(訂正後)

公開買付けの目的	持分法適用関連会社化
買付け等の期間	2026年8月31日(月曜日)から2026年 <u>10月15日</u> (<u>木曜日</u>)まで(<u>30</u> 営業日)
買付け等の価格	普通株式1株につき金340円(以下「本公開買付け価格」といいます。)
買付予定数の下限	—
買付予定数の上限	23,792,300(株)(<u>注</u>)
対象者の意見	本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かは、対象者の株主の皆様のご判断に委ねる。

(注) 当該買付予定数の上限について、買付け等を行った場合における買付け等後の株券等所有割合(法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)は20.67%(小数点以下第三位を四捨五入しております。)となる予定です。なお、株券等所有割合は、対象者が2026年8月5日付で公表した「第14期半期報告書」(以下「対象者半期報告書」といいます。)に記載された、2026年6月30日現在の対象者の総株主等の議決権の数(1,151,009個)を分母として計算しております。本日現在における対象者の単元未満株式の数が判明しておらず、同日現在の対象者の総株主等の議決権の数が不明であるところ、2026年6月30日時点の総株主等の議決権の数が対象者が公表又は提出した書類において把握可能な直近の総株主等の議決権の数であることから、当該計算においては、対象者半期報告書に記載された総株主等の議決権の数(1,151,009個)を分母として用いております。

2. 買付け等の目的

(1) 公開買付けの目的の概要

(訂正前)

<前略>

また、対象者が2026年8月28日に公表した「SBI NM合同会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同及び応募中立の意見表明及びSBIホールディングス株式会社との資本業務提携契約の締結に関するお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、2026年8月28日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

上記の対象者の取締役会の決議の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(訂正後)

<前略>

また、対象者が2026年8月28日に公表した「SBI NM合同会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同及び応募中立の意見表明及びSBIホールディングス株式会社との資本業務提携契約の締結に関するお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、2026年8月28日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

上記の対象者の取締役会の決議の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

その後、公開買付者は、2026年8月31日から本公開買付けを開始しましたが、本公開買付けの開始後における対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者の株主の皆様による本公開買付けに対する応募について更なる判断機会を提供することが適切であると判断したため、2026年9月30日、本公開買付けの買付期間(以下「公開買付期間」といいます。)を2026年10月15日まで延長し、合計30営業日とすることを決定いたしました。なお、公開買付者は、2026年9月30日時点において、公開買付期間以外のその他の本公開買付けに係る買付条件等について変更を行う予定はございません。

(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置

⑤本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

(訂正前)

<前略>

また、公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間である20営業日に設定しておりますが、上記のとおり対抗的な買付け等の機会を妨げないこととしていること、また、本公開買付けは対象者株式の非公開化を目的とするものでもないことから、公開買付期間を20営業日と設定することをもって、直ちに本公開買付けの公正性を担保するための措置の実効性を失わせるものではないと考えております。

(訂正後)

<前略>

また、公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間である20営業日に設定しておりますが、2026年9月30日、公開買付期間を30営業日に変更しております。上記のとおり対抗的な買付け等の機会を妨げないこととしていること、また、本公開買付けは対象者株式の非公開化を目的とするものでもないことから、上記公開買付期間の設定と併せて、直ちに本公開買付けの公正性を担保するための措置の実効性を失わせるものではないと考えております。

3. 対象者の概要及び買付け等の条件等

(2) 日程等

(訂正前)

② 買付け等の期間

2026年8月31日(月曜日)から2026年9月30日(水曜日)まで(20営業日)

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合には、公開買付期間は30営業日、2026年10月15日(木)までとなります。

(訂正後)

② 買付け等の期間

2026年8月31日(月曜日)から2026年10月15日(木曜日)まで(30営業日)

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

該当事項はありません。

(7) 決済の方法

② 決済の開始日

(訂正前)

2026年10月7日(水曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合には、本決済開始日は2026年10月22日(木曜日)となります。

(訂正後)

2026年10月22日(木曜日)

以上